（前のページより続き）

○年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令
（**内閣府・財務・厚生労働**一）　四五〇

〔**省　令**〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（**総務**二四、二五）　四五〇
○特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の一部を改正する省令（**同**二六）　四八二
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**同**二七）　四八三
○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務・財務**二、三）　四八五
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（**同**四）　四九〇
○東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務**一六）　四九一
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**四）　四九三
○所得税法施行規則の一部を改正する省令（**財務**一二）　四九三
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（**同**一三）　五〇四
○地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（**同**一四）　五〇九
○相続税法施行規則の一部を改正する省令（**同**一五）　五一〇
○地価税法施行規則の一部を改正する省令（**同**一六）　五一二
○登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（**同**一七）　五一三
○消費税法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一八）　五一三
○酒税法施行規則の一部を改正する省令（**同**一九）　五一八
○たばこ税法施行規則の一部を改正する省令（**同**二〇）　五一九
○揮発油税法施行規則の一部を改正する省令（**同**二一）　五一九
○石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令（**同**二二）　五二〇
○国税通則法施行規則の一部を改正する省令（**同**二三）　五二〇
○国税徴収法施行規則の一部を改正する省令（**同**二四）　五二四
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令（**同**二五）　五二五
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（**同**二六）　五三〇
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二七）　五三四
○税理士法施行規則の一部を改正する省令（**同**二八）　五三五
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二九）　五三六
○復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令（**同**三〇）　五三六
○減価償却資産の耐用年数等に関する省令等の一部を改正する省令（**同**三一）　五三八
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（**同**三二）　五三八
○たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（**同**三三）　五三九
○雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**五八）　五七〇
○農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一三）　六三三
○農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業**一）　六三四
○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**二〇）　六三四
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二一）　六三四
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（**国土交通**二五）　八〇四
○国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（**同**二六）　八一二
○航空保安大学校組織規則の一部を改正する省令（**同**二七）　八一三
○国土地理院組織規則の一部を改正する省令（**同**二八）　八一四
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（**同**二九）　八一四
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（**同**三〇）　八二五
○地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（**同**三一）　八二七
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（**同**三二）　八二七
○観光庁組織規則の一部を改正する省令（**同**三三）　八四一
○気象庁組織規則の一部を改正する省令（**同**三四）　八四四
○運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令（**同**三五）　八四八
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（**同**三六）　八四九
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**同**三七）　八五〇

〔**告　示**〕

○子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準（**内閣府**五八）　八五三
○租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件の一部を改正する件（**同**五九）　八五五
○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ及びロ⑵の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　八五五
○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき平成三十年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（**総務**一四五）　八五六